

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当組合の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合または自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者に返還いたします。

紹介手数料の一部を返金する場合は、下記のとおりとする。

- ・入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 70%返金
- ・入社後 60 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%返金
- ・入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 30%返金

ただし、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。